



うえの事務所通信

こんにちは。やっと緊急事態宣言が解除となりましたね。ワクチンを2回打ったという方も多いのではないのでしょうか。私は2回目は副反応が強く出てお客様や裁判所に迷惑をかけてしまいました。

3回目接種の際には翌日と翌々日のスケジュールは空けておかなければならないと思っています。

当事務所では使用者側の立場から労働紛争を解決することに力を入れております。

顧問先企業様からは、問題社員を解雇したいというところでご相談を受ける場合が結構あります。解雇は、文字通り雇用を解くわけで、会社が一方的に社員を会社から退場させるものです。

ところで、解雇には普通解雇と懲戒解雇の二種類があるのをご存じでしょうか。

おそらく、解雇と言うと皆様は懲戒解雇をイメージされると思います。何か悪いことをした社員がいて、同社員を懲戒解雇していわばクビにするわけですね。懲戒解雇というのは退職金が支払われなくなるなどの従業員への不利益が大きくとても重い処分ですので、裁判所は懲戒解雇無効を主張する裁判が労働者から起こされた場合、解雇の有効性について、労働者に有利に、つまり企業に不利に判断する傾向があります。

当事務所で平成19年から令和2年までの解雇無効に関する労働事件を調べたところ、懲戒解雇が有効とされたのは23件中たった6件で有効確率は26%でした。他方、普通解雇の場合、47件中解雇が有効とされたのは25件で有効確率は57%。裁判となった場合、普通解雇の方が2倍有効とされやすいと言えます。このようなデータからすると、企業が問題社員を解雇したい場合は普通解雇を利用するのが賢明と言えます。



館林市内の古民家を改造したお化け屋敷

館林市にお化け屋敷があるのはご存知でしょうか。

空き家となった古民家を改造した、ちょっとリアルなお化け屋敷です。

上毛新聞や大竹橋のチラシでこのお化け屋敷のことを知り、家族で行ってみることにしました。

この古民家を改造してお化け屋敷にしたのは、造形、特殊メイクなどを専門とする方で、お化け屋敷制作のプロです。

お化けのマネキンや部屋の不気味さが、とても上手く演出されていました。

子どもも怖がっていましたし、妻は文字通り腰を抜かしていました。

直接メールや、Twitter からでも、連絡すれば入場することができます。是非行ってみてください。



詳細はこちらから

Twitter: <https://twitter.com/tigenabe113>

Mail: tetsukimu98@gmail.com



上野俊夫法律事務所

TOSHIO UENO LAW OFFICE

「うえの事務所通信」VOL.28 令和3年11月4日発行

発行編集責任者 弁護士上野俊夫

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735

E-MAIL ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp URL <https://uenolawoffice.com>

